

第1章 宮城県の景観の現状と課題

この章では、宮城県の景観に関する現状について、自然的側面、社会的側面、歴史的・文化的側面から整理し、景観形成に関する課題をまとめます。

(1) 宮城県の景観の現状

① 自然的側面

- ◆ 主な山地・丘陵地域では、東北地方を代表する山岳地として、栗駒国定公園や蔵王国定公園、船形連峰や蔵王高原の県立自然公園が指定され、山地ならではの自然資源の保全と適正利用が図られています。また、自然環境保全条例による県自然環境保全地域又は緑地環境保全地域の指定により、自然環境の保全が図られています。さらに、林業振興の各施策による森林の保全・活用も行われています。
- ◆ 海岸域のリアス海岸部では、複雑で特異な地形に豊かな生態系が見られることなどから、気仙沼地域では陸中海岸国立公園や県立自然公園気仙沼、石巻地域では南三陸金華山国定公園や硯上山万石浦県立自然公園の指定がなされ、海岸地ならではの自然資源の保全と適正利用が図られています。松島地域については、県立自然公園松島に指定されているほか、文化財保護法により特別名勝に指定されており、保護・保全がなされています。また、仙台湾地区においては、県自然環境保全地域が指定され、その保全が図られています。
- ◆ 県北部の平野部にある大規模な沼地は、多くの渡り鳥の飛来地となっており、特に伊豆沼・内沼、蕪栗沼・周辺水田、化女沼はラムサール条約※の登録湿地に指定され、これらの保護がなされています。
(※ラムサール条約：「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」)
- ◆ 自然景観は、一般に、面的開発や人工構造物によって容易に損なわれるため、特に優れた景勝地等においては、各種の開発による景観上の問題が生じる例も見られます。

② 社会的側面

- ◆ 戦後・高度経済成長期には、社会资本整備の量的な充足を優先した結果、一部の公共施設等では美しさや地域性への配慮に欠け、画一的な形態やデザインのものも見られましたが、最近の公共建築物や橋梁、街路、都市公園などの公共施設整備では、景観に配慮した事例が徐々に見受けられるようになってきています。

- ◆ 都市域では、仙塩広域都市計画区域などで、市街地再開発事業や土地区画整理事業などにより、新たなまちづくりが行われています。
- ◆ 都市公園をはじめ、建築物周辺の緑化や生け垣の推奨などの都市域での緑化、その他街路樹植栽や法面緑化など、様々な緑化の推進は、地域の景観向上、修景にも貢献しています。
- ◆ 仙台市周辺部では、都市域の拡大に伴い、丘陵部の景観を特徴付ける里山が失われてきています。
- ◆ 地方都市の中心部では、中小店舗の廃業が相次ぎ、いわゆる「シャッターワン通り」と呼ばれる商店街が多くなり、市街地景観が悪化してきています。
- ◆ 郊外の幹線道路沿いでは、屋外広告物や電柱電線類をはじめとする工作物等が、周辺の景観と調和していない状況も見受けられます。また、同種の大型店舗が各地に立地することにより、地域の個性が感じられない景観が形成されるようになりました。
- ◆ 駅前などの放置自転車や、人々が集まる地域でのごみの散乱など、社会的なマナーの欠如に起因する都市景観上の問題点も見受けられます。
- ◆ 農村地域では、農業施策に関する各種の事業が行われていますが、都市近郊地域での都市化・混住化による土地利用秩序の乱れや、中山間地域における顕著な過疎化・高齢化などによる耕作放棄地の拡大など、農村景観の保全上、懸念される状況も見られます。
- ◆ 山村域では、林業の構造的不況や後継者不足などに伴う放置林の発生など、森林の景観上も懸念される状況が見られます。

③ 歴史的・文化的側面

- ◆ 地域の歴史や文化を体現する文化財は県内に数多く見られ、その一部は文化財指定などによって、法的に保存が図られています。
- ◆ 貞山運河などでは、歴史的な価値に着目した各種の事業が行われてきていますが、まだ、部分的な取組にとどまっています。
- ◆ 地域レベルで身近な価値を持った古民家などの歴史的資源については、建替えなどが行われ、このままではその価値の消失が危惧されます。
- ◆ 文化財保護法では、棚田などの農耕景観や、養殖いかだなどの漁労景観など、地域における人々の生活や生業とその地域の風土により形成された景観が「文化的景観」として文化財に位置付けられるようになりました。

(2) 景観形成に関する課題

前項で整理した宮城県の景観形成に関する課題について、「まもる」、「つくる」、「育てる」という3つの視点から位置付けて、次のように整理しました。

ま も る	◎ 豊かな自然景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 県民の共有財産である豊かな自然景観の保全 ◆ 景観上、特に重要な山や水辺の景観の保全 ◆ 生態系への配慮などを含めた景観形成
	◎ 地域の個性を形づくる景観資源の保存・継承 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 鎮守の森など、安らぎを感じさせる何気ない身近な景観の保存 ◆ 広大な農村風景のパノラマなど、地域を特徴付ける景観の保全 ◆ 市街地の背景や山並みに対する前景など、「眺望」と「視点場」を重視した景観の保全 ◆ 歴史的な街並みや建造物など、歴史・伝統文化を伝える景観の継承 ◆ 生活や生業がつくり出す文化的景観の保全と、それを支える産業やシステムの継承
	◎ 地域の個性を生かした景観形成 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 都市から農村まで、多様な背景を持つ地域の特色を生かした景観形成 ◆ 魅力ある商業空間、農村空間の形成など、地域づくりと連動する景観形成 ◆ 地域の顔となる行事や祭事等の開催を意識した景観形成
つ く る	◎ 景観に配慮した各種施設整備 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 周辺との調和など、景観に配慮した河川、道路、公共建築、構造物等の整備 ◆ 各種法令や制度を活用した街並みや一般建築物等の適正な誘導 ◆ 場所に応じた緑化手法の選定など、きめ細かな修景
	◎ 景観阻害要素の是正 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 良好的な景観を阻害している工作物等の除去・是正 ◆ 無秩序な広告物やサイン類等による景観的な混乱の是正
	◎ 社会的意識の普及・向上 <ul style="list-style-type: none"> ◆ ごみの散乱や放置自転車の防止、是正など、モラルやマナーの面から取り組む社会的意識の向上 ◆ 景観教育を通じた景観意識の普及・向上
育 て る	◎ 官民が協働・連携した景観形成 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 県・市町村及び住民・企業が互いに協力しながら進める取組 ◆ 地域で活動するNPOなどとの交流の促進 ◆ 地域の景観形成を担うリーダーの育成 ◆ 景観形成を積極的に誘導する市町村の意識啓発

表2 宮城県の景観に関する課題

第2章 美しい景観の形成に関する目標

この章では、条例に掲げる目的及び基本理念を基にして、美しい景観の形成に関する基本目標及びその実現のための基本的な考え方を示します。

(1) 美しい景観形成に関する基本理念

条例の第一条には、その目的を掲げています。

目的（条例第一条）

（前略）地域の歴史と文化を守り、美しく風格のある県土の形成と潤いのある豊かな生活環境を創造し、もって県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

また、条例の第三条では、宮城県として美しい景観の形成を推進する際の基本的な考え方を基本理念として次のように掲げています。

基本理念（条例第三条）

- 1 美しい景観は、地域の歴史と文化に培われてきた風格及び個性であることから、県民等のこれらに対する誇りを醸成するよう、その形成が図られなければならない。
- 2 美しい景観は、美しく風格のある県土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠であることから、県民共有の資産として、現在及び将来の県民がその恩恵を享受できるよう、その形成が図られなければならない。
- 3 美しい景観は、地域の歴史及び文化並びに人々の生活との調和により構成されているものであることから、これらに配慮した形成が図られなければならない。
- 4 美しい景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることから、地域の活性化に資するよう、その形成に向けて県は、市町村、県民及び事業者と連携して取り組まなければならない。
- 5 美しい景観の形成に当たっては、景勝地等の景観のみならず、日常生活に根ざした身近な景観を保全し、整備するとともに、新たに美しい景観を創出することにも取り組まなければならない。

条例の目的を達成するために、基本理念に十分留意して、以下、基本目標、施策に係る基本的な事項等を定めていきます。

(2) 美しい景観形成に関する基本目標

基本理念に従って美しい景観の形成を実現するために、宮城県が目指す景観形成の基本目標を次のように設定します。

● 美しい景観の形成に関する基本目標

- ◆ 豊かな景観資源としての自然、歴史、文化を保全し継承していくために、宮城の個性を表徴する景観を「まもる」

宮城独自の風土について、県民、来訪者が知り、理解し、次世代に伝えることにより、景観形成に資する景観資源が豊かになります。

- ◆ 地域の特性を生かし、個性ある景観を創造していくために、快適で魅力ある景観を「つくる」

地域の特性を生かし、個性のある景観をつくることで、その空間が快適さに満ち、魅力あふれる美しい生活の舞台となります。

- ◆ 県民意識の醸成と参加による景観づくりを育成していくために、景観形成を支える意識を「育てる」

地域のことを知っている人々、地域の景観について考える人々、地域の景観づくりに参加する人々によって、美しい景観の形成が持続的に支えられています。

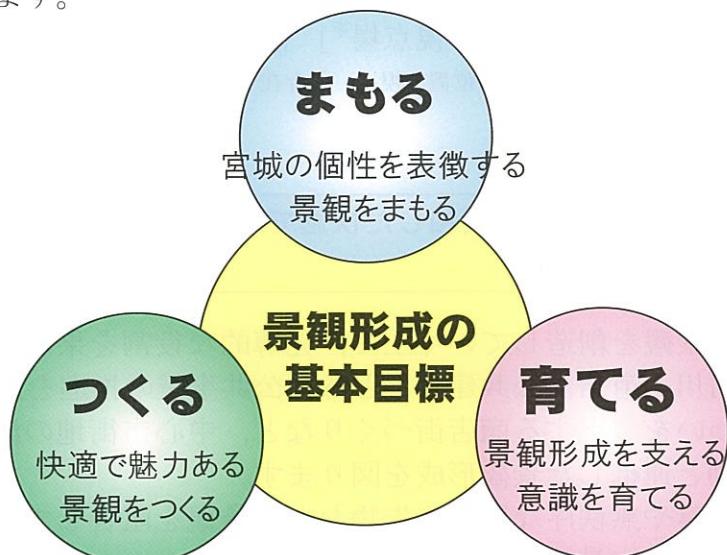


図2 美しい景観形成に関する基本目標

(3) 美しい景観形成に関する基本的な考え方

景観形成の基本目標を具体化していくために、景観形成の基本的な考え方を設定します。これは、基本方針全体を統括する観点から、宮城らしいより良い景観を保全・創造し、次の世代へ伝えていくための基本的な方向を示すものです。

● 美しい景観の形成に関する施策に係る基本的な考え方

景観形成の基本目標である「まもる」、「つくる」、「育てる」を実現するために、次の六つの考え方を定めます。

① 保全の視点 自然を保全し、自然と調和を図った良好な景観の形成を目指します

- ◆ 良好的な自然環境を形成する多様な自然資源（植生、地形、河川、海岸など）の保全を図ります。
- ◆ 新たな開発や整備に当たっては、周辺環境への影響、景観の連続性などを考慮し、生態系を含めた自然との調和に配慮します。

② 繙承の視点 伝統や歴史・文化など、地域の個性を形づくる景観を継承していきます

- ◆ 地域固有の自然、歴史・伝統・文化などと、その地域の産業活動等とが調和して形成された景観の継承を図ります。
- ◆ 優れた都市景観や景勝地のみならず、特に目立った特徴が無いと思われるがちな郊外の市街地や集落等の日常景観の中からも、地域固有の景観の美しさを見出し、その景観を継承していきます。
- ◆ 文化財や山並みに対する前景や背景といった特色ある「眺望」とともに、その景観を享受する「視点場※」も一体として継承していきます。

（※視点場：景観を眺める人の位置（視点）が存在する場所。その場所の状態によって景観の感じ方も変わる。）

③ 創造の視点 環境と調和した快適で魅力ある景観の創造を目指します

- ◆ 良好的な景観を創造していく上で、先導的な役割を果たすことができるような河川、道路、公共建築など各種公共事業の推進を図ります。
- ◆ にぎわいを演出する商店街づくりなど、中心市街地の活性化や地域づくり活動と連携した景観形成を図ります。
- ◆ 散乱ごみや無秩序な屋外広告物など、景観を阻害している要素を取り除き、より良い景観の形成を図ります。

④ 活用の視点 地域の個性を活用し、地域の活性化につながるような景観の形成を目指します

- ◆ 昔ながらの街並みや広大な農村風景など、地域を特徴付ける景観資源を積極的に活用した景観の形成を図ります。
- ◆ 地域の魅力が創出・増進され、観光、行事や祭事等、その他地域間交流の促進につながるような景観の形成を図ります。

⑤ 育成の視点 景観は共有の財産であるという社会的意識の育成を目指します

- ◆ 景観形成に関する普及・啓発活動などを通じて、散乱ごみや放置自転車などの景観阻害要因を発生させないという日常的な視点を含めた、社会的意識の育成を図ります。
- ◆ 良い景観を自分たちの手で守り、つくり、向上させていくことを通じて、地域の魅力を高めていくなど、住民参加による地域振興への意識の育成を図ります。
- ◆ 景観アドバイザー派遣によるワークショップ手法などを通じて、地域における景観形成のリーダーとなる人材づくりを支援していきます。

⑥ 酿成の視点 住民・事業者・行政が一体となって景観づくりに取り組む気運の醸成を目指します

- ◆ 住民、事業者、行政が景観づくりに関する協力体制を保ちながら協働・連携していくために、それぞれの役割を明確にするとともに、景観形成のためのルールづくりや推進体制の整備などにより、意識の高揚、気運の醸成を図ります。



図3 基本目標と基本的な考え方のイメージ